

西湘バイパス構造物崩落に関する調査検討委員会規約

(名称)

第1条 本委員会は、「西湘バイパス構造物崩落に関する調査検討委員会」(以下、「委員会」という)と称する。

(目的)

第2条 本委員会は、西湘バイパス(大磯IC～橋IC)の台風9号による被災原因を分析するとともに、当該区間の適正かつ早期の応急復旧及び本復旧を実現する上での課題とその対策について、有識者による専門的見地から具体的に検討することを目的とする。

(検討事項)

第3条 委員会は、前条の目的を達成するために各課題の特性を考慮し、以下の事項について検討を行う。

- ・被災原因の分析
- ・応急復旧対策及び道路管理計画の検討
- ・再度被災を受けることのないような本復旧対策の検討
- ・その他、委員会の目的を達成するために必要な事項の検討

(構成)

第4条 委員会は、学識経験者及び有識者をもって構成し、委員長および委員は別紙-1のとおりとする。

- 2 委員の追加及び変更は、委員会の承認を要するものとする。
- 3 委員会は、必要に応じて、専門家や有識者等の参加を求めることができる。
- 4 委員会は、効率的な審議を図るため、必要に応じて、小委員会等を設けることができる。

(第三者性)

第5条 委員は、委員会の目的に照らし、公正中立な立場から特定の行政機関及び特定の利害関係者等の利害を代表してはならない。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、委員会の検討事項が完了するまでとする。

(委員長)

第7条 委員長が、職務を遂行できない場合は、予め委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(委員会の運営)

第8条 委員会は、委員長の発議に基づいて開催する。

2 委員会は、委員会の運営にあたり必要な資料等を事務局に求めることができる。

(守秘義務)

第9条 委員は、公開することが望ましくない個人情報等について漏洩してはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(審議内容の公開)

第10条 委員会議事要旨については、委員の了解をとった上で速やかに公開するものとする。ただし、公開により当事者若しくは第三者の権利又は公共の利益を害する恐れがあるときには非公開とすることができる。

(事務局)

第11条 委員会を運営するため、事務局を以下の機関に設置する。

- ・国土交通省 関東地方整備局 横浜国道事務所
- ・財団法人 先端建設技術センター

(その他)

第12条 本規約に定めるもののほか必要な事項は、その都度委員会において審議して定めるものとする。また、本規約の改正等は、本委員会の審議を経て行うことができるものとする。

附 則 この規約は、平成19年9月17日から施行する。

西湘バイパス構造物崩落に関する調査検討委員会 名簿

- 委員長 宇多 高明 財団法人土木研究センター 理事 兼 なぎさ総合研究室長
- 委員 佐藤 慎司 東京大学大学院 工学系研究科 社会基盤学専攻 教授
- 委員 谷 和夫 横浜国立大学大学院 工学研究院 システムの創生部門 教授
- 委員 前田 良刀 九州共立大学大学院 工学研究科 環境・都市システム工学専攻 教授
- 委員 福濱 方哉 国土交通省 国土技術政策総合研究所 河川研究部 海岸研究室長
- 委員 松尾 修 独立行政法人土木研究所 耐震研究グループ グループ長
- 委員 大下 武志 独立行政法人土木研究所 技術推進本部 主席研究員
- 委員 平石 哲也 独立行政法人港湾空港技術研究所 海洋・水工部 波浪研究室長
- 委員 木村 博 神奈川県 県土整備部 平塚土木事務所長
- 委員 峯村 英二 中日本高速道路株式会社 横浜支社 保全・サービス事業部長
- 委員 原口 信彦 中日本高速道路株式会社 横浜支社 小田原保全・サービスセンター 所長
- 委員 泊 宏 国土交通省 河川局 砂防部 保全課 海岸室 海洋開発官
- 委員 剣持 貴 国土交通省 関東地方整備局 企画部 技術調整管理官
- 委員 鈴木 研司 国土交通省 関東地方整備局 京浜河川事務所長
- 委員 諸星 一信 国土交通省 関東地方整備局 横浜港湾空港技術調査事務所長
- 委員 安田 泰二 国土交通省 関東地方整備局 横浜国道事務所長